

## 低アルコールリキュールの原材料表示に関する自主基準の運用上の取扱い

平成13年 7月25日理事会決定  
平成18年12月 7日改正  
日本洋酒酒造組合

### [第4条関係]

- 1 表示の順序に際しての原材料の使用量は重量によることとする。
- 2 この基準で原材料とは、酒類の製造に当たり混和して使用する物品をいうものであり、酒類の製造後、当該物品を分離、除去するかどうかは問わないものとする。
- 3 濃縮果汁の使用量の計算に際しては、当該濃縮果汁の濃縮割合に基づいて、濃縮前の状態に戻したときの容量により計算するものとする。
- 4 原材料として使用した酒類の表示に際しては、単にリキュールという表示は行わないこととする。  
この場合、「梅リキュール」というように果実名等を付して表示することは差し支えないものとする。
- 5 果実の浸漬酒を蒸留したものを原料とする場合は、当該蒸留により得られた酒類の品目の名称を原材料として表示することも又は当該浸漬酒の原料とした果実（名）及びアルコール等を原材料として表示することもできるものとする。
- 6 原材料酒類としての「ワイン」名の使用は、原材料として果実酒及び甘味果実酒を使用する場合に限りできるものとする。
- 7 果実名の表示に当たっては、果皮、果肉、果汁等使用部位を特定する用語により行うこともできるものとする。  
この場合、「〇〇果皮」というように果実名を付して表示することもできるものとする。
- 8 香料及びその他の物品の表示に当たっては、当該物品を特定せずに包括的に「香料」又は「その他の物品」と表示することはできないものとする。
- 9 アレルギー物質に関する原材料の表示については、現在のところ酒類は表示の義務対象から除外されている。従って、自主基準第4条（5）ニの規定は、アレルギー物質に関する表示を任意に行う場合について、その表示方法を定めたものである。